

# ITスキル習得研修等実施に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル

令和2年8月17日作成

令和2年11月11日改定

令和3年4月22日改定

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会

## 1 目的

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会が「ICT人材育成・就職支援事業」として実施するITスキル習得研修及びこれに関連する取組の企画から撤収までの各場面に係る感染予防について、具体的な対策を定め、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）による患者クラスターの発生を防止徹底しつつ研修等を開催することを目的とする。

## 2 対象

本マニュアルは、以下の取組（以下「ITスキル習得研修等」という）を対象とする。

- (1) IT業界魅力解説セミナー及びITスキル習得研修説明会
- (2) ITスキル習得研修
  - (ア) ITエンジニア育成基礎講座
  - (イ) Webアプリケーション開発技術者育成講座
- (3) 県内IT企業による企業説明会及び研修見学会
- (4) 県内IT企業見学会
- (5) その他ITスキル習得研修実施のための関係者による打合せ 等

## 3 感染予防対策

### (1) 全般

#### ア 感染予防対策責任者

ITスキル習得研修等に係る感染予防対策責任者を下記の者とする。

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会 事務局 次長 岸田 孝之

#### イ 感染疑い発生時の対応手順等

感染疑い発生時の対応手順を別紙1のとおりとする。

#### ウ 受講生、講師・会場関係者・企業関係者等への周知

(ア) 受講生又は講師、事務局職員、会場管理者、企業説明会等を担当する者（以下「関係者」という。）が以下の事項に該当する場合は、ITスキル習得研修等に参加等できない又は取組そのものが中止や延期になることについて事前に周知する。

- ・ マスクの着用、手指の洗浄や消毒の徹底が守れない場合
- ・ フィジカルディスタンスの確保ができない場合
- ・ 発熱、咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚又は嗅覚の異常・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある場合
- ・ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がある場合
- ・ 現に新型コロナウイルス患者（無症状病原体保有者も含む）である場合
- ・ 過去に新型コロナウイルスに罹患し、退院後又は療養終了後2週間が経過していない場合
- ・ 濃厚接触者と判断され、保健所から2週間の不要不急の外出を控えるよう要請されている場合
- ・ その他、保健所から外出を控えたり体調に注意するよう依頼されている場合

(イ) ITスキル習得研修等に会場及び帰宅する際について、道中（公共交通機関内や駅・駐車場から会場までの道のり）が密にならないように周知する。

エ マスクや消毒液の確保

ITスキル習得研修等の実施に当たって想定される必要数のマスクや消毒液を確保する。

オ 関係者の氏名等の把握

事務局は、受講生及び関係者の氏名、住所、緊急連絡先を把握した上で新型コロナウイルス感染症対策用名簿を作成するとともに、接触確認アプリ（COCOA）の事前ダウンロード、及び、とっとり新型コロナ対策安心登録システムの登録を推奨する。

新型コロナウイルス感染症対策用名簿は、ITスキル習得研修等実施後、最低3週間は保管し、保管期間終了後は適切に処分等することとする。

カ 受講生の出欠管理

講師及び事務局は、受講生のITスキル習得研修等への出欠状況を記録しておくこととし、体調不良を理由に欠席等する場合は、その症状等も確認することとする。

キ 関係者の打ち合わせ等

ITスキル習得研修等実施のための打ち合わせについては、可能な限りオンラインにより実施することとする。

(2) ITスキル習得研修の実施について

ア 実施場所

ITスキル習得研修は、会場の対角線上の複数箇所に開放可能な扉や窓など十分な能力の換気設備がある場所で開催することとする。

イ 会場の設営等について

ITスキル習得研修の実施に必要となるパソコンや通信機材等の搬入は、研修日の前日までに行うこととし、会場設営関係者と受講生との接触がないよう準備を行うこととする。また、会場設営作業ごとのスタッフを選定し、全体を通じて密な空間を防止する。

ウ 配席等

講師及び受講生同士の距離（フィジカルディスタンス）を十分な間隔（できるだけ2m）で確保できるよう配席することとする。状況に応じて遮蔽物も併用する。また、配布資料などを手渡しすることのないよう、あらかじめ各席に配布しておく。

エ 会場内の動線等

研修会場やトイレの出入り口が一つしかない場合は、待機位置を研修会場及びトイレの外に示し、動線の交差を防ぐこととする。

オ 研修会場の開場及び閉場

研修会場の出入り口付近での密集を防ぐため、研修会場の開場時間は講義開始の30分以上前に、閉場時間は講義終了後30分以上後とする。また、開場前・閉場後には、それぞれ十分な換気を行い、併せて清掃・消毒を実施する。

カ 会場内について

- ・ 会場内では扉や窓を開けたり、換気扇や扇風機などを活用したりして会場全体を十分に換気することとする。
- ・ 会場内での手指の洗浄や消毒、飲食時以外のマスクの着用について掲示を行うとともに、会場入口や手洗い設備付近に消毒液を設置することとする。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード、及び、とっとり新型コロナ対策安全システムの登録案内（QRコード）について掲示を行うこととする。
- ・ マーカーや付箋などの備品は原則として使用者を固定することとし、人が変わって使用する場合は、その都度消毒してから使用することを周知する
- ・ 昼食については会場でとることは禁止しないが、飲食中の大声の会話は控えるなど、飛沫の飛散を防ぐよう掲示や呼びかけを行うこととする。
- ・ 会場の入口付近に蓋つきのゴミ箱を設置し、ゴミ箱が溢れないように関係者が定期的に確認することとする。
- ・ 受講生がトイレ付近で密集しないよう周知するとともに、トイレ付近で並ぶ際に十分な間隔（できるだけ2m）のフィジカルディスタンスを確保できるよう、必要に応じて、足元にテープを貼る等で目安も示す。

- ・ 会場内のトイレは、洋式トイレを使用し、蓋を閉めて汚物を流すよう掲示することとし、トイレのドアノブ、ロッカー等の多くの受講生が触れる部分は、事前に関係者で入念に拭き取り清掃・消毒することとする。

キ 受講生との面談

ITスキル習得研修の実施中に行う受講生と面談を行う場合は、可能な限りオンライン会議システムやチャットアプリを活用し実施することとする。

なお、オンライン会議システム等での実施が難しい場合、実施場所等についてカに準じて必要な配慮をした上で、必要最小限の人数により実施することとする。

ク 講師の宿泊場所

ITスキル習得研修の実施に当たって講師が宿泊する場合は、原則個室とする。

ケ 撤収

ITスキル習得研修の実施後のPCや通信機材等の撤収までに十分な時間を設定することとする。また、撤収に係る作業ごとのスタッフを選定し、全体を通じて密な空間を防止する。

ゴミは蓋つきのゴミ箱に入れて密閉し、ゴミ出しを行う場合はマスク及び手袋を着用するとともに、マスク及び手袋を外した後は必ず手を洗うこととする。

コ 当日感染が疑われる者が発生した場合

直ちに別の場所へ移動させた後、別紙1 感染疑い発生時の対応手順に従って対応する。

(3) IT業界魅力解説セミナー及びITスキル習得研修説明会

ア 実施場所

IT業界魅力解説セミナー及びITスキル習得研修説明会は、オンラインで開催することとし、参加者はそれぞれの場所から参加いただくこととする。

なお、オンライン開催であっても、関係者が集まる会場については、集客規模の2倍以上の収容能力を有し、会場の対角線上の複数箇所に開放可能な扉や窓、十分な能力の換気設備がある場所で実施することとする。

イ 配席等

関係者同士の距離（フィジカルディスタンス）を十分な間隔（できるだけ2m）で確保できるよう配席することとする。状況に応じて遮蔽物も併用する。

ウ 実施場所内の動線等

会場やトイレの出入り口が一つしかない場合は、待機位置を研修会場及びトイレの外に示し、動線の交差を防ぐこととする。

(4) 県内IT企業による企業説明会及び研修見学会

ア 実施場所

県内IT企業による企業説明会及び研修見学会は、ITスキル習得研修の実施場所において行うこととする。

イ 配席等

関係者と受講生同士の距離を確保できるよう配席することとする。状況に応じて遮蔽物も併用する。

また、県内IT企業の意向を確認した上で、可能な限りオンラインで開催することとする。

ウ 実施場所内の動線等

3(2)エ記載のとおりとする。

(5) 県内IT企業見学会

ア 協力企業への要請

県内IT企業見学会に当たっては、可能な限り、受入企業において、ITスキル習得研修の実施場所等と同等の感染予防対策を講じるよう要請する。

イ 県内IT企業見学会を実施する場合の移動

県内IT企業見学会を実施する際の、協議会が行うタクシー借り上げについては、車内でのフィジカルディスタンスを確保できるよう必要台数を確保するとともに、車内でのマスク着用を義務付ける。

また、タクシー車内では、エアコンの外気導入、窓の開放等、常時可能な限り車内の換気を行うこととする。

## (6) 関係者の健康管理

### ア 県外からの関係者の招聘

関係者を県外から招聘する際には、以下について十分留意すること。

- ・ 関係者の来県前に、招聘する者（以下「県外関係者」という。）の体調等を必ず確認するとともに、風邪症状等がある場合は、打ち合わせ等の延期、中止等を適切に判断する。
- ・ 県外関係者を招聘した際は、打ち合わせやITスキル習得研修実施時の三つの密（密閉、密集、密接）の回避、マスク着用、手指消毒など感染防止対策を徹底する。
- ・ 来県後も、県外関係者の健康状態を把握するよう努めるとともに、少しでも体調に異変を感じた場合は、かかりつけ医（かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は受診相談センター、陽性者との接触歴や接触した可能性がある場合は各地区の保健所（接触者等相談センター））に相談するように促すこととする。

### イ 健康状態の管理等

- ・ 事務局は、ITスキル習得研修実施2週間前から関係者の検温結果、体調（咳・呼吸困難・味覚又は嗅覚の異常の有無）の把握を行うこととする。また、関係者は、ITスキル習得研修実施2週間前から自身の行動歴や接触歴（接触時間、本人及び接触相手方のマスク着用の有無を含む。）について記録をしておくこととする。
- ・ 事務局は、関係者に、出勤前に体温を測定させ、発熱や咳・呼吸困難・全身倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚又は嗅覚の異常・目の痛み・結膜の充血・頭痛・関節痛・筋肉痛・下痢・吐気・嘔吐の症状がある場合、自宅又は宿泊施設に待機させることとする。ただし、医師の診断により参加の許可を得た場合はこの限りでない。
- ・ ITスキル習得研修等の実施当日就業前に感染予防対策責任者は、関係者の上記2項目について確認することとする。その他、関係者が①感染した場合、②濃厚接触者と判断された場合、③保健所から外出を控えたり体調に注意するよう依頼されている場合、④過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国や地域への渡航歴がある場合は、判明した時点よりITスキル習得研修等の従事を禁止することとする。

### ウ 関係者間での情報共有

感染予防対策に万全を期していることや具体的な対策について関係者間で共有することとする。

## (7) その他

このマニュアルに定めのない事項については、関係者で協議して別途定める。

## 別紙1 感染疑い発生時の対応手順

### 1 受講生又は関係者本人の感染疑い発生時の対応

#### ① 感染予防対策責任者に報告

(受講生から報告を受けた関係者は、感染予防対策責任者に報告)

#### ② 関係者は当該受講生に感染予防対策責任者は関係者に躊躇なく在宅受講または休暇を取るよう指示又は本人の判断で直ちに休暇

#### ③ 本人よりかかりつけ医に相談

医療機関によっては、感染防止対策として発熱患者を特定の時間帯や別の場所で診療するところもあるため、事前に受診方法や注意事項を確認してから受診することとする。

また、かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は、「受診相談センター」に相談する。

(受診相談センター等の連絡先)

受付時間	連絡先		
9:00~17:15 ※土日祝日含む ※年末年始を除く	(電話) 0120-567-492 (コロナ・至急に) (ファクシミリ) 0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	(電話) 0857-22-8111	(電話) 0858-23-3135	(電話) 0859-31-0029

#### ④ 休暇・欠席等の状況について関係者間で共有

#### ⑤ かかりつけ医または受診相談センターに相談し、結果を感染予防対策責任者に報告

(PCR検査等を受けることになった場合、検査後にその結果も報告)

陽性の場合：他の受講生または関係者は直ちに休暇。

保健所に指示に従い、PCR検査の受検等を行う。

陰性の場合：在宅での受講、休暇等を解除。

### 2 受講生又は関係者の同居家族等に感染疑い等がある場合

#### ① 感染予防対策責任者に報告

(受講生から報告を受けた関係者は、感染予防対策責任者に報告)

#### ② 感染予防対策責任者は、該当する受講生又は関係者に対し、在宅での受講、休暇等を指示する。

#### ③ かかりつけ医または接触者等相談センターに相談し結果を感染予防対策責任者に報告

(受講生及び関係者の同居家族等がPCR検査等を受けることになった場合、検査後にその結果も報告)

陽性の場合：受講生または関係者の接触状況等を保健所に指示に従い確認

陰性の場合：在宅での受講、休暇等を解除

(接触者等相談センターの連絡先)

地区	電話 (8:30~17:15)	ファクシミリ (8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625	0857-20-3962
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392